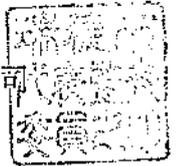


瑞穂市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年3月26日

瑞穂市監査委員 浅村 孝



瑞穂市監査委員 今木 啓一郎



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.2時点)	回答担当	
財政援助団体等監査 (瑞穂市農業振興会) R5.1.31 ～ R5.3.2	瑞穂市農業振興会 商工農政観光課	瑞穂市農業振興会について					
			(1)備品の購入等について①				
		結果	平成31年度以降の収支決算を確認したところ、科目の会議費、事務費は未執行、消費宣伝費は予算額を上回る金額で備品購入されている状況が続いていた。 また、備品確認を行ったところ、未使用と思われる備品が見受けられた。備品を購入する必要があるならば、当初予算に盛り込むべきであり、年度末になってからの購入は、場当たりので予算消化ととられかねない。 今後は、計画的な購入とし、適正な予算執行とすべきである。	措置済	令和5年度は購入する必要がある備品を当初予算に盛り込むことができなかったが、令和5年8月の総会において備品購入について協議し、農業イベント等で使用する簡易テント3張りの購入を決定した。 令和6年度以降は、前年度中に備品購入について協議し、購入すべき備品がある場合は、当初予算に盛り込むこととした。	商工農政観光課	
		意見	(1)備品の購入等について③ 瑞穂市補助金等の交付に関する指針(以下、「指針」という。)によれば「補助事業者が物品の購入や工事等の契約行為を行う場合は、複数の者から見積りを徴取してもらう。」と規定されていることから、今後備品購入の際には、複数の業者から見積りを徴取していただきたい。	措置済	令和5年8月の総会において購入を決定した簡易テント3張りについて、12月に2業者から見積りを徴取し購入した。	商工農政観光課	
		商工農政観光課について					
			(4)履行確認について				
		意見	指針では、履行確認について「決算書、事業報告書以外にも積極的に必要な書類を求める。また、必要に応じて調査(現場確認)を行う。(市には地方自治法第221条第2項に基づく調査権限がある。)」と規定されている。 補助金の必要性、金額の妥当性など見直しを図るべく、積極的に確認を行っていただきたい。	措置済	令和5年7月25日に備品の現地調査を実施したところ、一部に備品シールの貼付がなかったため改善指導した。8月1日に改めて現地調査を実施し、全ての備品に備品シールが貼付されたことを確認した。 令和6年1月に、購入備品の決定の経緯のわかる資料、複数の業者からの見積りの写しの提出を求め、備品が適正に購入されていることを確認した。	商工農政観光課	

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.2時点)	回答担当	
定期監査 R5.2.7	生涯学習課	(2) 体育協会自主財源の増加について					
		結果	<p>体育協会の補助金は、過去5年間遡っただけでも毎年1,300万円超という多額の補助金を当初決定で交付している。</p> <p>体育協会の令和4年度予算を確認すると、市からの補助金が1,330万円に対し、自主財源である登録金は71万5千円と低調であった。</p> <p>また、登録金である自主財源がここ数年減少しているにもかかわらず、補助金の額はほぼ変わっていない。</p> <p>自主財源が増額となるよう積極的に指導等すべきである。</p>	措置済	<p>体育協会との協議で以下の点をお願いしました。</p> <p>④については、活用できそうな情報について市側から情報提供を行いました。</p> <p>① 登録金の再評価 ② スポンサーシップの促進 ③ 予算管理の見直し ④ 他の補助金・助成金の活用</p>	生涯学習課	
		(6) 現地調査又は調査等の実施について					
		結果	<p>体育協会には1,300万円超、文化協会には、約680万円の補助金を当初申請で交付している。</p> <p>また、他の団体についても、多額の補助金を交付している。</p> <p>今回の監査は財政援助等監査ではないため、各団体の詳細をチェックしていないが、疑念の生じるところが複数見受けられた。</p> <p>補助金規則にも現地調査、調査等の規定があるため、生涯学習課においては、計画的かつ定期的に、また適時に調査を実施すべきである。</p>	改善進行中	<p>地方自治法及び瑞穂市補助金交付規則に規定された調査等について、必要に応じて適時に実施します。</p>	生涯学習課	
		(9) 体育振興基金の活用について					
意見	<p>基金に積み立てられた経緯も踏まえ十分に検討し、活用していただきたい。</p>	改善進行中	<p>基金に積み立てられた経緯も踏まえ、体育協会とも相談し、十分な検討のうえ、地方財政法第4条の4(積立金の処分)に基づき活用します。</p>	生涯学習課			
(10) 備品管理について②							
結果	<p>他の備品においても存在していないと思われる備品が0円で登録してあった。</p> <p>備品台帳の廃棄手続がなされていないため、速やかに廃棄手続を行うべきである。</p>	措置済	<p>備品の総点検を実施し、廃棄漏れが確認されたものについては、廃棄手続を行いました。</p>	生涯学習課			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.2時点)	回答担当
定期監査 R5.2.7	生涯学習課	(10) 備品管理について③	<p>まずは、換価しやすいものから優先的にチェックするなど、現物と突合すべきである。</p> <p>備品シールの貼付がないと、どの備品か判別が困難となるため、確認しやすい箇所にシールを貼付すべきである。</p> <p>具体的な名称、形式・仕様を登録しないと、後に判別が困難となることから、名称等は適切に入力していただきたい。</p> <p>瑞穂市会計規則(以下、「会計規則」という。)では、毎年度1回以上その管理する物品(消耗品を除く。)を財務会計システムにより記録管理するために作成された一覧表と照合しなければならないこととなっているため、定期的実施すべきである。</p>	措置済	<p>課員には、指摘事項を周知し、備品シールは確実に貼付し、具体的な名称、形式・仕様を登録するように指示しました。また、備品の総点検を実施し、廃棄漏れが確認されたものについては、廃棄手続きを行いました。</p>	生涯学習課
		(11) 公金外現金の管理について	<p>通帳と印鑑を同じ場所で保管することは、紛失・盗難等のリスクが高くなることから、通帳は担当者、印鑑は課長が保管するなど分散して保管すべきである。</p> <p>入金、出金の決裁書類が作成されず、担当者1人で実施していたことも不適切であるので、是正すべきである。</p> <p>また、預金通帳、金銭出納簿を月に1回など定期的に、課長等にチェックを受けていただきたい。</p>	措置済	<p>通帳は鍵のかかるキャビネットに保管し、印鑑は課長が管理をする事としました。</p> <p>また、金銭出納簿は課長が随時チェックする事とし、入金・出金の際は課長決裁を受ける事としました。</p>	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.2時点)	回答担当
定期監査 R4.10.18	議会事務局	結果	<p>(9)備品管理について</p> <p>事務局における備品は、おおむね適正に管理されていた。しかしながら、購入後28年経過しているテレビやビデオデッキなど明らかに使用していないものがあったため、今後の使用を勘案し、適正に廃棄処理すべきである。</p> <p>また、備品シールの貼付がないものが確認されたため、適正に処理していただきたい。</p>	改善進行中	<p>使用していないブラウン管テレビ1台及びビデオデッキ2台の廃棄処理を行った。</p> <p>備品シールの貼付がないものについては、シールを貼るよう指示した。</p>	議会事務局

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.2時点)	回答担当
定期監査 R3.10.15	市民協働安全課	(1) 市民活動支援事業補助金について				
		結果	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、「個別の交付要綱を定めていないものは、補助目的を明確にするために要綱を必ず定め、実態に合わせ適宜改正する。」となっているが、市民活動支援事業補助金の交付要綱は制定されておらず指針に反している。</p> <p>補助目的等を明確にするために、指針に基づいて要綱を制定すべきである。</p>	措置済	<p>当補助金は、校区組織が行う校区活動を支援することを目的に設けたものであるが、令和5年度より生涯学習課から市民協働安全課へ補助金を含めた校区組織の事務が移管され、校区組織で行われている各種行事に参画する中で既存の各種補助金との在り方について、市民と意見交換を行った結果、令和6年度以降は予算要求を行わず、既存の補助金に統合していく中で、市民主体の地域活動を支援することとした。</p>	市民協働安全課
		(4) 自治会活動振興交付金について				
		意見	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、補助対象として相応しくない支出について「交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、慰安的な旅行に要する経費など受益者負担で賄うべき経費は補助対象外経費とする。」となっている。</p> <p>自治会活動において、親睦会(飲食)はあらゆる場で不可欠であると考えられるが、交付金の財源が公金であることから、瑞穂市補助金等の交付に関する指針(補助金)に準じて親睦会(飲食)を交付金の対象外経費として検討していただきたい。</p>	改善進行中	<p>自治会員の親睦は、希薄化が進むコミュニティの醸成の場として有意義であると考えているところであるが、今回の指摘を受け、自治会毎に個別に対応し、是正に努める。</p>	市民協働安全課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.2時点)	回答担当	
財政援助 団体等監 査 (瑞穂市商 工会) R3.10.6 ~ R4.1.21	瑞穂市 商工会 商工農 政観光 課	瑞穂市商工会について					商工農 政観光 課
		結果	(1) 振興資金引当預金について 商工会によると、振興資金引当預金は、商工会館の建設や取得等を目的とした預金であるが、現在は商工会館を建設する計画はないとのことであった。 商工会館を建設する計画がないのであれば、振興資金引当預金は、余剰資産となり市から補助金を受ける理由がないため、早急に計画を定め、振興資金引当預金の活用を検討すべきである。	改善 進行中	商工会からは市の新庁舎への入居の可能性や、会館を新設した場合の市の財政援助の有無を考慮し判断したいとの意見があったことから、市の新庁舎建設の検討状況に応じ随時協議することとしたが、新庁舎建設の検討が始まったところであり、具体的な協議ができていない状況です。		

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.2時点)	回答担当
定期監査 R元.11.8	ほづみ 幼稚園 学校教育 課 教育総 務課	(2) 幼稚園交通安全協力費について 結果	徴収根拠のない幼稚園交通安全協力費をバス利用の園児の保護者のみ雑入として徴収し、施設管理費に財源充当することは、違法・不当とまでは言えないものの、幼稚園運営上、著しく公平性に欠けており、本来の目的を逸脱していると言わざるを得ない。 今後は、幼稚園運営を適切に行うためにも、幼稚園交通安全協力費の使途や徴収根拠を明確にすべきである。	改善 進行 中	幼稚園交通安全協力費の在り方については、幼稚園の運営とバスの運行方法を含め、総合的に検討している。 市所有の幼稚園バスの老朽化に伴い、将来的な買い替え時期において、バスの運行業務の在り方も含めて見直しを図りたい。	学 校 教 育 課